

資 産 税 課 長

資産評価審査委員 殿

税務課・税制課長

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

地方自治体における

固定資産の評価と審査の法律実務

<令和7年7月22日(火)・23日(水)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年地方税の主要税目の一つである固定資産税について、改めて固定資産の保有者の関心が高まってきております。とりわけ近年は、土地に限らず家屋についても、行政庁にとって容易ではない不服申立や訴訟が増え、注目すべき評価に関する違法判決や審査手続の違法判決が出ています。

そこで、本セミナーでは、土地・家屋の評価に関する新たな問題点や最新の判例を題材に、固定資産評価に関する最新の法律知識と審査業務のあり方について習得していただきます。

時節柄、公務ご多忙の折りとは存じますが、関係各位の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

(12:30から受付)
日 時：令和7年7月22日(火) 13:00～17:00
7月23日(水) 10:00～16:00

講 師：弁護士 川上 俊宏氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11
(住友不動産新宿南口ビル13階)
[オンライン参加] ZoomによるLive配信

参 加 料：会員(1名) 36,300円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

そ の 他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

〇オンライン参加での留意事項

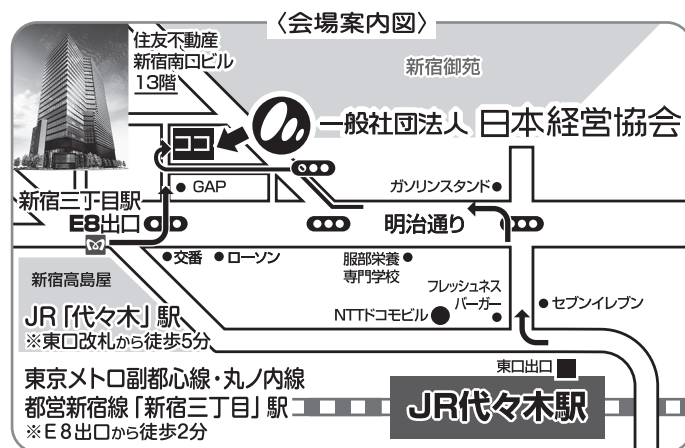
- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お 申 込 み
お 問 合 せ 先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)



本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL (03) 6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

第1 違法判断の枠組

(最高裁平成25年7月12日判決)

第2 最高裁は、茅沼事件判決(最高裁平成15年6月26日判決)から府中市事件判決(最高裁平成25年7月12日判決)までの間に、何を問題とし、どう判断したのか

- 1 茅沼事件の概要
- 2 7割評価の適法性
- 3 いつの時点の価格か
- 4 「適正な時価」とは何か
- 5 客観的な交換価値とは何か
- 6 違法性の判断枠組
- 7 評価基準等による評価がなされていれば「適正な時価」といえるのか
- 8 「適正な時価」を個別の鑑定によって立証することはできるか
- 9 評価基準による評価と「適正な時価」の関係はどうみるべきか

第3 府中市事件判決(最高裁平成25年7月12日判決)は何を明らかにし、そこから何を読み取ることができるか

- 1 府中市事件の概要
- 2 違法性の判断枠組
- 3 客観的交換価値と「あてはめの誤り」

第4 府中市事件判決(最高裁平成25年7月12日判決)以降に違法判断枠組に照らして適法・違法が検討された事件

- 1 京都市事件(最高裁平成30年7月17日判決)
- 2 志摩市事件(最高裁平成31年4月9日判決)
- 3 東京都港区事件(最高裁令和5年10月12日決定)

- 4 大阪府不動産取得税賦課決定処分取消請求事件(令和2年3月19日判決)
- 5 吹田市事件(大阪地裁平成27年8月5日判決)
- 6 下松市事件(最高裁令和4年3月3日判決)

第5 家屋に固有の問題が争われた事例

- 1 家屋について、建築当初の評価を争うことができるか(最高裁平成26年7月24日判決)
- 2 建築当初に評価に誤りがあるとされた場合、過去の過納分について、いつまで国家賠償請求ができるか(最高裁令和2年3月24日判決)
- 3 複合構造家屋について、経年減点補正率の適用にあたり、いかなる構造の補正率を適用すべきか(最高裁令和7年2月17日判決)

第6 審査申出において主張していなかった新しい主張を裁判において主張できるか(最高裁令和元年7月16日判決)

第7 委員会における審理手続が、手続違反にあたり、決定は取り消されるべきか

- 1 越谷市事件(最高裁平成14年7月9日判決)
- 2 三条市事件(最高裁平成18年11月30日判決)

講師紹介

川上法律事務所 所長・弁護士
川上 俊宏 氏

早稲田大学法学部卒業
1991年東京都入職
1995年東京都退職、弁護士登録

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION